

「グランドピアノ活用による賑わいの創出及び記憶の継承」 実施事業者募集に係る要領

1 趣旨

本市が所有するグランドピアノ（YAMAHA CF）（以下、「当該ピアノ」という。）は、1984年に川崎市教育文化会館（旧川崎市産業文化会館）に、ホール演奏用に設置され、多くの音楽家が演奏し親しまれてきたものです。

この度、川崎市教育文化会館の閉館に伴い、民間事業者の有する企画力、資金力、経験豊かな事業ノウハウ等を活用して、今後も継続的に当該ピアノを活用した賑わいの創出を図りながら記憶の継承をしていくべく、当該ピアノを無償貸与することとしました。

この要領は、当該ピアノの設置目的を可能な限り遵守しながら、本市の活性化にも積極的に協力いただける民間事業者等を公募するにあたり、必要な事項を定めたものです。

2 貸付けするピアノについて

貸付けするピアノに関する事項は下記のとおりです。

（1）ピアノに関すること

ア 本公募の趣旨を踏まえ賑わいの創出、記憶の継承に資することを条件として、次のピアノを無償で貸付けます。

製品名 : YAMAHA CF

本市納入年 : 1984年

イ 事業を実施する上で必要となる投資（運搬、調律、修理等）は、借主の責任において行うこととします。

ウ 当該ピアノは貸付けを開始した時の状態で引渡すものとし、使用貸借契約にあたり市は一切の契約不適合責任を負わないものとします。

3 貸付けの条件等について

（1）用途の制限について

ア 川崎駅周辺地区に設置することかつ多くの市民に触れられるなど、賑わいの創出、記憶の継承に資する形で活用することを原則とする。

イ ピアノを貸付け開始後、速やかに活用を開始してください。必要となる投資（運搬、調律、修理等）を行う場合など、一定の期間を要する場合には、市と協議を行うものとします。

ウ 合理的な理由により、指定用途を変更する必要があるときは、事前に本市の承諾を受けなければ変更することが出来ないこととします。

(2) 譲渡等の制限について

ア 合理的な理由により、本公募で得た権利等を第三者に貸付、譲渡等する必要が生じたときは、事前に本市の承諾を受けなければならないこととします。

イ 本公募で得た権利等を第三者に貸付、譲渡等する場合には、反社会勢力等には貸付、譲渡等できないものとします。

4 スケジュール

事 項	時 期
① 募集要項の公表・配布	2020年 5月 25日から
② 質問書受付	2020年 5月 26日から 6月 5日まで
③ 質問書回答	2020年 6月 8日
④ 応募申込書類の提出締切	2020年 6月 15日
⑤ 企画提案書の提出締切	2020年 6月 15日
⑥ 審査結果通知	2020年 6月 25日
⑦ 契約の締結	2020年 6月 30日
⑧ 移送期間	2020年 契約後

5 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとします。

イ 事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできません。

(2) 参加資格

参加を希望する者は、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

6 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項については、以下のとおり配布します。

ア 配布期間

2020年5月25日（月）～5月29日（金）まで

イ 配布方法

募集要領等については、本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000117768.html>

(2) 質問及び回答

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。

なお、回答については、質問者に直接回答するとともに、募集要項を配布しているホームページにて、質問内容及び回答を公開いたします。

ア 提出期間

2020年5月26日（火）8時30分から2020年6月5日（金）
17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 柏原・中西
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-3027

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

エ 回答

2020年6月8日（月）から本市ホームページにて公開

(3) 参加申込書類の提出

本事業に応募する際は、参加申込書に必要事項を記載の上、次表(表-1)により提出してください。

ア 提出期間

2020年6月15日（月）17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 柏原・中西
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-3027

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

(表-1)応募申込時の提出書類

書類	様式
1 参加申込書	様式1
2 暴力団排除に係る誓約書	様式2
3 代表者印鑑証明書(原本) (発行3か月以内のみ有効)	—

(4) 企画提案書の提出

ア 企画提案書作成時の注意事項

(1) 企画提案書の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。

(2) 企画提案書関係書類の提出後の変更は、原則認めません。

(3) 必要に応じて、企画提案書記載項目以外に書類の提示を求める場合があります。

イ 企画提案書記載項目

企画提案書に記載する内容は次表（表-2）のとおりとします。

（表-2）企画提案書記載項目

区分	項目	様式	備考
提 案	① グランドピアノの活用方法の提案	様式 4- 1	
	② 配置計画	様式 4- 2	
	③ 維持管理・安全管理計画	様式 4- 3	

ウ 提出期間

2020年6月15日（月）17時まで（必着）

エ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 柏原・中西

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階

電話 044-200-3027

Email 50kyoten@city.kawasaki.jp

オ 提出方法

持参、郵送、又は電子メールにて受付けます。

7 審査の方法

（1）選定委員会

企画提案書の審査は、選定委員会にて行います。選定委員会では、応募者から提出された提案書について、「(表-2) 企画提案書記載項目」について審査を行い、選定候補者1者を決定いたします。

（2）選定候補者の決定

ア 選定委員による審査を行い、得点の合計が最も高い提案をした1者を選定候補者として決定します。

イ 得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、決定いたします。

（3）審査結果

ア 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての応募者に書面により通知いたします。

イ 審査結果の公表

審査結果通知後、応募者すべての商号又は名称、選定候補者について、本市ホームページにて公表いたします。

8 契約の締結

契約は使用貸借契約とし、貸付期間は5年間を最短とします。その他の詳細については、本市と選定候補者で協議の上、決定し、契約を締結するものとします。なお、選定候補者と契約に至らなかった場合は、順次次点の入札者を落札候補者といたします。

9 協定の締結

選定候補者は本市と地域資源の活用等について連携協定を締結し、原則当該協定の有効である間、事業を継続するものとします。

10 その他

ア 疑義等が生じた場合

この事業を遂行するにあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と応募事業者において、協議することといたします。

イ 本公募は、1者のみの応募でも成立するものといたします。